

交通死亡事故防止対策事業補助金交付要領

(通則)

第1条 この要領は、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則20号以下「規則」という。）および福井県防災安全部県民安全課所管補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、交通死亡事故防止対策事業に係る補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、福井県内に居住する満65歳以上の者（申請に係る年度内に65歳に達する者を含む。以下「高齢者」という。）に対し、安全運転装置の導入に要する経費の一部について、予算の範囲内において支援することにより、高齢運転者の交通事故の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する自動車であって、自家用に供するものをいう。
- (2) ドライブレコーダー 自動車に搭載して走行中または停車中の状況を映像で記録する装置（スマートフォン等を活用したものを除く。）をいう。
- (3) 車線逸脱警告機能 道路上の車線を検知し、車線からはみ出し、またはそのおそれがある場合に運転者に対して警報する機能をいう。
- (4) 追突防止機能 先行車と接近しすぎた際に警告音等で知らせ衝突を防止する機能をいう。
- (5) 後付け急発進抑制装置 既販車に対して後付けで設置する国土交通省の性能認定を受けたペダル踏み間違い急発進抑制装置とし、その製造販売元業者等が販売および設置を認めている取扱事業者等において、購入および設置したもの。
- (6) 安全運転装置 ドライブレコーダーのうち車線逸脱警告機能および追突防止機能を有するものまたは後付け急発進抑制装置をいう。
- (7) 限定運転宣言書 加齢による身体機能や運転技能の低下から発生する交通事故の危険を避けるため、運転する時間帯や場所等を限定して安全運転を続ける取組みとして、自らの限定運転の宣言項目を所定の様式に記載し

たものをいう。

(8) 親族 民法（第725条）に規定する親族をいう。

(9) 補助対象自動車 次のいずれにも該当する自動車をいう。

ア 福井県内に居住する高齢者が使用する自動車。ただし、自動車検査証上の使用者の住所が、同自動車を使用する高齢者の運転免許証に記載された住所と同一であるものに限る。

イ 自家用に供する自動車。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、県税の納税に滞納がある者、交通死亡事故防止対策事業補助金誓約事項（別紙1）の記に記載されている事項に該当する者を除く。

(1) 有効な自動車運転免許証を保有し、補助対象自動車を使用する高齢者

(2) 前号の高齢者の親族

(3) 本項第1号の高齢者と同一の住所に居住する者

(補助対象経費等)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費は、第3条第9号に規定する補助対象自動車に安全運転装置を導入するために要する購入および設置に係る経費とする。

(1) 補助対象経費

第3条第9号に規定する補助対象自動車に安全運転装置を導入するため、同装置の購入および設置に要する経費（消費税及び地方消費税相当分を含む。設置に際して行った自動車の故障個所の修理もしくは補修または改良もしくは改造に係る費用を除く。）から国その他の機関等から交付される補助金額を差し引いた経費。ただし、車線逸脱警告機能および追突防止機能を有するドライブレコーダー、後付け急発進抑制装置について、それぞれ2万円を下限とし、これを下回る場合は補助対象外とする。

(2) 補助対象自動車および補助対象装置

令和8年4月21日から令和9年2月28日までに、県内の販売・設置業者（申請者自らが経営するものを除く。）から自らの自動車のために購入および設置した安全運転装置。

(3) 補助金の交付額

①車線逸脱警告機能および追突防止機能を有するドライブレコーダー 1万円

②後付け急発進抑制装置 1万円

(交付申請兼実績報告および請求)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下、「申請者」という。)は、第4条に規定する者とする。

2 申請者は、交通死亡事故防止対策事業補助金交付申請書兼実績報告書および請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

使用者本人	同居者、親族
(1) 安全運転装置設置証明書(様式第3-1, 2号)	(1) 安全運転装置設置証明書(様式第3-1, 2号)
(2) 県税の納税状況の確認について(様式第4号)	(2) 県税の納税状況の確認について(様式第4号)
(3) 自動車運転免許証の写し(住所変更がある場合は裏面も必要)	(3) 左に示す使用者本人の(2)～(4)の書類
(4) 限定運転宣言書の写し	(4) 補助対象自動車の自動車検査証の写し
(5) 補助対象自動車の自動車検査証の写し	(5) 安全運転装置の購入・設置にかかる領収書等の写し(価格、日付、品名、店名が記載されているもの)
(6) 安全運転装置の購入・設置にかかる領収書等の写し(価格、日付、品名、店名が記載されているもの)	(6) 親族の場合は、使用者本人と親族関係を示す戸籍謄本の写し
(7) その他知事が定めるもの	(7) 使用者本人と同一住所に居住する場合は、同居していることを示すもの(マイナンバーカード、運転免許証、住民票の写しなど)
	(8) その他知事が定めるもの

(交付申請兼実績報告および請求の受付期間)

第7条 交通死亡事故防止対策事業補助金交付申請書兼実績報告書および請求書(様式第1号)の受付期間は、令和8年4月21日から令和9年3月5日までとする。ただし、受付期間中に補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた上で、交付申請の受付を中止することができる。

(交付決定および額の確定)

第8条 知事は、第6条の申請があったときは、同条に規定する書類により当該申請の内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付するときは、補助金の交付決定および額の確定をするものとし、申請者に交通死亡事故防止対策事業補助金交付決定兼額の確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の支払)

第9条 知事は、前条の規定により確定した交付すべき補助金を遅延なく申請者に支払うものとする。

(財産の管理)

第10条 規則第20条に規定する財産は、本補助金の交付を受けて取得した補助対象装置とする。

- 2 規則第20条ただし書きに規定する期間は、補助対象装置の設置の日から1年間とする。
- 3 本補助金の交付を受けた者は、天変地災その他自らの責に帰することができない理由等により、補助対象装置が毀損し、または滅失したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(財産の処分制限)

- 第11条 本補助金の交付を受けた者は、前条第2項に規定する期間中において、補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、廃棄または担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 知事の承認を受けて補助対象装置を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部または一部を県に納付させることができる。

(県による調査)

- 第12条 知事は補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、本補助金の交付を受けた者に対して、補助対象装置の使用等に関する調査を行うことができる。
- 2 本補助金の交付を受けた者は、県が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 知事は、虚偽の申請その他不正行為によって本補助金の給付を受けたものに対し、補助金の全部または一部を返還させるものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は令和3年4月1日から適用する。

この要領は令和4年4月1日から適用する。

この要領は令和5年4月1日から適用する。

この要領は令和5年5月22日から適用する。

この要領は令和6年1月5日から適用する。

この要領は令和6年4月1日から適用する。

この要領は令和7年4月1日から適用する。

この要領は令和8年4月21日から適用する。

別紙 1

交通死亡事故防止対策事業補助金誓約事項

私は、補助金の交付を申請するに当たって、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 私が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- 2 私が、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であること。
- 3 転売を目的とした、安全運転装置の導入であること。
- 4 安全運転装置を、個人の用途に供しないこと。